

平成31年度 市民税・県民税申告書 (兼 国民健康保険税・後期高齢者医療保険・介護保険料) 【記載例】 表面

※確定申告書を提出された方はこの申告書を提出する必要はありません。

平成 31 年度分 (兼国民健康保険税・後期高齢者医療保険・介護保険料)		整理番号		
豊後大野市長 様 平成 年 月 日提出	住 所 豊後大野市 三重 町 市場1200番地	入力欄	入力済・()	
フリガナ 豊後 太郎	電話番号 0974-22-1001	電話番号	0974-22-1001	
氏 名 豊後 太郎	個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
受付印	生年月日 22. 12. 15	世帯主の名前 本人	続柄 本人	

【1, 2 収入金額等・所得金額】

収入金額等 (記載例)				金額
1 収入金額等	事業	営業等	ア	1,000,000円
		農業	イ	
	不動産	不動産	ウ	480,000円
		利子	エ	200,000円
		配当	オ	
	雑	給与	カ	600,000円
		公的年金等	キ	2,000,000円
		その他	ク	
		短期	ケ	
	長期	コ		
一時	サ			

所得の種類		内容		記入方法	
事業	営業等	ア	卸売業、小売業、飲食店業、製造業などの営業所得や医師、弁護士、外交員などによる所得	収支内訳書を作成されている方は、ア・イ(収入金額)、①、②(所得金額)に記入してください。 ※農業所得がある方で収支内訳書を作成していない場合は別紙『農業所得整理表』の作成をお願いします。 ※営業所得がある方で収支内訳書の用紙が必要な方は税務課・各支所窓口までお越しください。	
	農業	イ	農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生じる所得	申告書裏面の「7」に種類ごとに記入し、算出した収入と所得の金額を表面のウ(収入金額)、③(所得金額)に記入してください。	
不動産	ウ	土地や建物の貸付などから生じる所得	申告書裏面の「7」に種類ごとに記入し、算出した収入と所得の金額を表面のウ(収入金額)、③(所得金額)に記入してください。		
利子	エ	公社債や預金の利子、公社債信託や貸付信託の収益の分配などによる所得 (ただし、源泉分離課税分は除く。)	エ(収入金額)、④(所得金額)に記入してください。		
配当	オ	株式配当や出資者が受け取る剰余金の配当などによる所得	申告書裏面の「8」に種類ごとに記入し、算出した収入と所得の金額を表面のオ(収入金額)、⑤(所得金額)に記入してください。		
給与	カ	給料、賃金、賞与、事業専従者給与などの所得	源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6」に記入し、右上表「給与所得の計算表」を用いて算出し、表面のカ(収入金額)、⑥(所得金額)に記入してください。		
雑	キ	【公的年金等】 国民年金、厚生年金、共済年金等の所得 【その他】 原稿料、講演料、生命保険の年金など所得とその他の所得に当てはまらないもの	公的年金等の収入は申告書表面のキに記入し、右上表「公的年金等に係る雑所得の計算表」を用いて所得を算出してください。それ以外の雑は申告書裏面の「9」に記入し算出して、ク(収入金額)に記入してください。雑所得の合計を⑦(所得金額)に記入してください。		
譲渡	ケ	土地建物、株以外の資産(車両・機械器具・会員権など)の譲渡による所得 【短期】 取得日から譲渡日までの所有期間が5年以下 【長期】 取得日から譲渡日までの所有期間が5年を超えるもの	申告書裏面の「10」に記入し、「10」のイ・ロの金額を表面のケ・コ(収入金額)、ニの金額を⑧(所得金額)に記入してください。		
一時	サ	生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当選金などによる所得	申告書裏面の「10」に記入し、「10」のハの金額を表面のサ(収入金額)、ニの金額を⑧(所得金額)に記入してください。		

□ 所得がなかった方の記入欄

収入や所得がなかった方は申告書表面右下の記入欄に記入してください。あなたに所得がなく、市内の方があなたを控除対象配偶者、または扶養控除として申告していない場合はこの欄に記入してください。また、市外の方があなたを控除対象配偶者、または扶養控除として申告している場合もこの欄に記入してください。

～非課税の所得～
障害年金、遺族年金、失業保険、慰謝料などがあります。

所得金額 (記載例)				金額
2 所得金額	事業	営業等	①	411,000円
		農業	②	
	不動産	不動産	③	370,000円
		利子	④	300,000円
		配当	⑤	
	雑	給与	⑥	0円
		雑	⑦	800,000円
		総合譲渡・一時	⑧	
		合計	⑨	1,581,000円

収入から所得金額を求めて記入してください。

給与所得の計算表			
給与収入金額[A]	所得金額		
～ 650,999円	0円		
651,000円 ～ 1,618,999円	[A]-650,000円		
1,619,000円 ～ 1,619,999円	969,000円		
1,620,000円 ～ 1,621,999円	970,000円		
1,622,000円 ～ 1,623,999円	972,000円		
1,624,000円 ～ 1,627,999円	974,000円		

公的年金等に係る雑所得の計算表			
昭和29年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)			
公的年金等の収入金額 [A]	所得金額		
～ 700,000円	0円		
700,001円 ～ 1,299,999円	[A] - 700,000円		
1,300,000円 ～ 4,099,999円	[A]×0.75-375,000円		
4,100,000円 ～ 7,699,999円	[A]×0.85-785,000円		
7,700,000円 ～	[A]×0.95-1,555,000円		

【3 所得から差し引かれる金額に関する事項】

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に各項目ごと(⑩～⑳)に所得から差し引かれる金額の内訳等を記入してください。各控除項目の説明は下記をご覧ください。個人番号が必要な項目があります。必ず記入してください。

上記で算出した控除額を「4所得から差し引かれる金額」にそれぞれ記入してください。

◆各控除項目の説明

⑩ 雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする平成30年分の総所得金額等が38万円以下の配偶者その他の親族で、災害や盗難等によって住宅や家財などに損害を受けた場合の金額を記入してください。※災害関連支出についての領収書、住宅や家財の損失額の明細書、罹災証明書、盗難証明書など必要になります。

[1] (損失の金額－保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額) ×1/10	控除額
[2] 災害関連支出の金額－5万円	[1][2]のいずれか多い方の金額

⑩(の記載例)			
⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	震災	H30. O. O	家財
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	500,000円	300,000円	70,000円

⑪ 医療費控除(セルフメディケーション税制) ※選択適用

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために10万円又は総所得等の5%以上支払った医療費を記入してください。医療費の明細書または医療保険者等が発行した医療費通知書、もしくは領収書の原本を添付してください。

支払った医療費	-	保険金などで補てんされる金額	-	(10万円か総所得等の5%のどちらか少ない金額)	=	控除額 限度額 200万円
---------	---	----------------	---	--------------------------	---	---------------------

⑪(の記載例)			
⑪ 医療費控除	区分	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
		250,000円	100,000円

セルフメディケーション税制 (税制優待対象)
あなたが健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(健康診査、人間ドック、予防接種等)を行っており、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費が12,000円を超えるときは、合計額を記入してください。医薬品購入費の明細書、もしくは領収書の原本と一定の取組を行ったことを明らかにする書類を添付してください。

医薬品購入額	-	保険金などで補てんされる金額	-	12,000円	=	控除額 限度額88,000円
--------	---	----------------	---	---------	---	-------------------

⑪(の記載例)			
⑪ 医療費控除	区分	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
	1	40,000円	

給与収入金額[A]		所得金額	
1,628,000円	～	1,799,999円	[A]÷4(千円未満切捨)×2.4
1,800,000円	～	3,599,999円	[A]÷4(千円未満切捨)×2.8-180,000円
3,600,000円	～	6,599,999円	[A]÷4(千円未満切捨)×3.2-540,000円
6,600,000円	～	9,999,999円	[A]×0.9-1,200,000円
10,000,000円	～		[A]-2,200,000円

昭和29年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)			
公的年金等の収入金額 [A]	所得金額		
～ 1,200,000円	0円		
1,200,001円 ～ 3,299,999円	[A] - 1,200,000円		
3,300,000円 ～ 4,099,999円	[A]×0.75-375,000円		
4,100,000円 ～ 7,699,999円	[A]×0.85-785,000円		
7,700,000円 ～	[A]×0.95-1,555,000円		

4所得から差し引かれる金額 (記載例)			
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩	41,900円
	医療費控除	⑪	70,950円
	社会保険料控除	⑫	433,000円
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	
	生命保険料控除	⑭	70,000円
	地震保険料控除	⑮	1,230円
	寡婦(寡夫)控除	⑯	
	勤労学生・障害者控除	⑰～⑱	260,000円
	配偶者控除	⑲	330,000円
	配偶者特別控除	⑳	
	扶養控除	㉑	330,000円
	基礎控除	㉒	330,000円
	合計	㉓	1,867,080円

⑫⑬社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている保険料であなたが支払った保険料がある場合、記入してください。

該当は国民健康保険税、国民年金、介護保険料、厚生年金、雇用保険、後期高齢者医療保険料などです。小規模企業共済等掛金がある場合は、掛金を記入してください。確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金がある方はこちらに記入してください。

⑫⑬(の記載例)				
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	国民健康保険税	250,000円	国民年金保険料	183,000円
	国民年金保険料			
	合計			433,000円

⑭ 生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を支払った場合、記入してください。

<住民税の生命保険料控除額の計算方法>		
新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)		
年間の支払保険料等[A]	控除額	
～ 12,000円	支払保険料等の全額	
12,001円 ～ 32,000円	[A]×1/2+6,000円	
32,001円 ～ 56,000円	[A]×1/4+14,000円	
56,001円 ～	限度額 28,000円	

旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		
年間の支払保険料等[A]	控除額	
～ 15,000円	支払保険料等の全額	
15,001円 ～ 40,000円	[A]×1/2+7,500円	
40,001円 ～ 70,000円	[A]×1/4+17,500円	
70,001円 ～	限度額 35,000円	

すべての生命保険料控除を合算して70,000円が限度額です。(⑭(の記載例))			
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	80,000円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	120,000円
	介護医療保険料の計		35,000円
	合計		235,000円